

津山市地域包括支援センター発行(令和4年11月)

ショートメッセージ  
今日 14:10

有料サイトの利用料金が未納  
です。本日までご連絡がない場合、  
法的手続きに移行します

# 消費者被害情報 No.80

## ショートメッセージから始まる架空請求に注意！！

スマートフォンに検索サイト事業者を名乗る者から「有料サイト利用履歴があり、**料金が未納**です。早急にお支払いが必要です。●日までに料金を支払わないと**裁判**になります。至急、料金窓口までご連絡ください。「090-〇〇〇〇-XXXX」とショートメッセージが届いた。

### 相談窓口

「**裁判で訴える**」等の表現で慌てさせ、「もしかしたらサイトを利用したかもしれない」と**不安感をあおり、料金を払わせよう**とします。

★返信はせず**無視**することが一番です★

津山市社会福祉協議会  
津山市地域包括支援センター  
TEL：23-1004  
津山市消費生活センター  
TEL：32-2057  
消費者ホットライン（土日・祝も可）  
TEL:188（局番なし）